

【概要版】 燕市社会教育施設使用料の見直し方針（案）

1. 見直しの背景

本市の社会教育施設の使用料は、合併後に、一部の体育施設で減免の見直しを行いました。その算定基準の抜本的な見直しまで至らなかったことから、施設や地区により使用料の金額に差があり、同等の施設を利用しても使用料に違いがある状況です。

平成 28 年 3 月に策定した「燕市行政改革推進プラン」では、その実施項目に「受益者負担の適正化」を掲げており、公共施設使用料等の見直しの統一基準を作成し、行政サービスの受益に関する公平性や公正性を確保することとしています。

2. 専門的な検討委員会での検討

前述の見直しの背景にある課題を解決するため、市教育委員会では、平成 28 年 5 月に有識者や施設利用者等で構成される「燕市社会教育施設使用料見直し検討委員会」を設置しました。

本検討委員会では、公共施設のうち社会教育施設の使用料の見直しについて、約 3 年間にわたり議論を重ね、平成 31 年 3 月に本委員会から市へ「社会教育施設使用料見直しに関する意見書」が提出されました。

市教育委員会では、本意見書の内容を踏まえ、本方針を策定しました。

3. 見直しの基本方針

（1）受益者負担の適正化

現行の使用料設定では、適正な受益者負担割合を考慮していないため、利用者が受けるサービスに見合った負担を考慮した使用料を設定します。

（2）使用料算定基準の統一

統一的な使用料算定基準により、施設や地区による使用料の差を是正します。

（3）県内他市とのバランス

県内他市においても使用料の見直しが行われていることから、近隣の三条市や新潟市などとの使用料のバランスを考慮します。

（4）減免基準の統一

現行の減免基準は、施設区分（公民館施設や体育施設等）ごとに異なっているため、今回の使用料の見直しに併せ、減免基準を統一します。

4. 社会教育施設の使用料の改定について

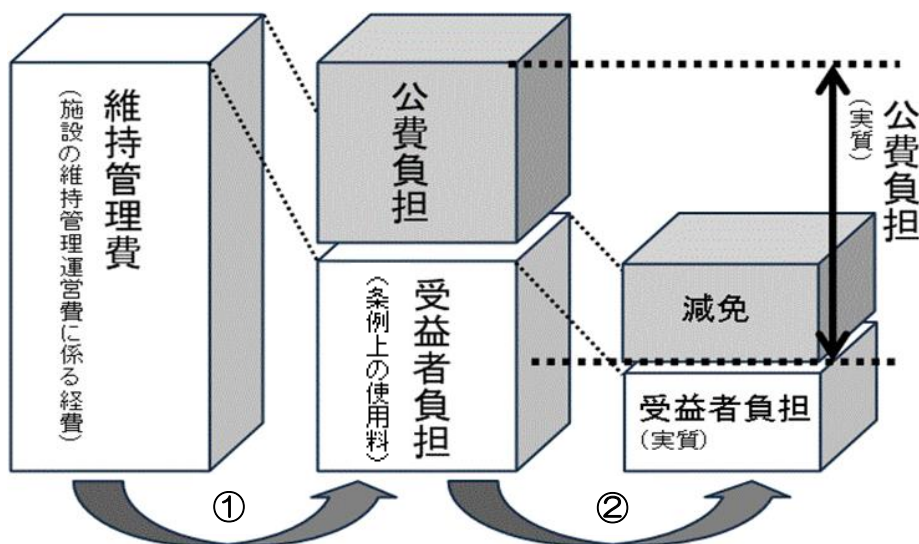
(1) 使用料の統一的な算定式

使用料については、施設の維持管理費の一部を利用者に負担してもらうこととし、以下の算定式を用い図1のとおり算定します。

$$\text{使用料} = \text{維持管理費} \times \text{受益者負担割合 } 50\%※$$

※受益者負担割合は、料金シミュレーションの結果や公費と受益者の負担の均衡を図る目的から50%とします。

≪図1≫維持管理費を考慮した使用料算定のイメージ



①：条例上の使用料の決定

施設の維持管理費を公費と受益者で按分し、公費負担額を差引いたものが、受益者の負担額となります。

②：実質的な受益者負担額の決定

条例上の使用料から減免額を差引いたものが、実質的な受益者の負担額（徴収額）となります。

(2) 見直しに係る負担の急増抑制措置

上記の算式で使用料を算出した結果、施設によっては、見直し後の使用料が現行使用料と比べ極端に増額となることが懸念されるため、見直し後の使用料を引き下げる負担増抑制措置を講じます。

※負担増抑制措置は、燕・吉田・分水の各地区の現行使用料の平均額の2倍を上限とします。

(3) 減免の新しい統一基準

社会教育施設使用料の見直しの基本方針に基づき、統一後の減免基準は、次の表1のとおりとします。

なお、統一後の減免基準を補完するため、以下の「① 減免追加措置」を講じます。

《表1》

減免率	減免対象団体	減免理由
100%	・市、教育委員会 ・市立の学校関係	歳入・歳出を同一会計とする市の機関であることから、使用料収入による実質的な利益がないため
	・県立の学校関係（市内）	燕市に在住又は在学する子どもたちの健全育成に資する団体であるため
	・スポーツ少年団 ・上記のほか、青少年健全育成に資する団体として認められるもの	燕市の青少年を育成する団体であり、燕市の未来を担う子どもたちの健全育成に直接的に貢献しているため
	・自治会、まちづくり協議会	燕市の地域活動の拠点機能を有する組織であるため
	・共催団体	市が共に催すことを承認した事業を行う団体であるため
80%	・スポーツ協会及びその加盟団体 ・文化協会及びその加盟団体 ・美術協会	生涯学習活動を行う市内のサークルに対して「発表の場」を提供するなど、個々のサークルの母体団体としての機能を有するため
50%	・社会教育関係団体	燕市が社会教育関係団体としてその活動内容を認定した団体であるため
	・後援団体	市が後押しして応援することを承認した事業を行う団体であるため

① 減免追加措置

ア 対象

社会教育関係団体

イ 内容

市教育委員会では、減免追加措置として、各団体が利用している公民館等で「清掃会」と「草刈会」を表2のイメージで開催します。その会に参加した団体には、維持管理費の一部を役務により提供していただいたものとして、減免率を50%から80%にかさ上げする「80%減免1回券」を配布します。

《表2》減免追加措置のイメージ

	開催（予定）		80%減免1回券 の配布枚数（数/回）
	実施時期	回数	
清 掃 会	毎月1回	12回	4枚
草 刈 会	6月と9月	2回	6枚

5. 学校体育館の開放に係る使用料設定

(1) 現状

市内全ての小中学校で体育館の一般開放を行っており、スポーツ少年団やスポーツ協会加盟団体、社会教育関係団体が利用していますが、その使用料については、設定がなく無料で利用できる状況です。

なお、県内 20 市のうち、学校体育館の使用料を設定していないのは、燕市を含む 4 市となっています。

(2) 新しい使用料

学校体育館の一般開放の使用料は、照明設備の光熱費を基に算出し、施設面積によって 30 分当たり 50 円、100 円、150 円の 3 つの段階に区分した設定とします。

(3) 減免基準

学校体育館は、学校教育施設であることを考慮し、スポーツ少年団のように子どもたちの健全育成を目的とする団体や、構成員の過半数が小中学生で構成されている団体のみ全額減免とします。

6. 個人利用の使用料設定

(1) 個人利用の使用料の見直し

① 市民プール・吉田プール・分水プール

一般開放を行っている施設が分水プールのみであるため、分水プールは、受益者負担の観点から大人 100 円/回、子ども 50 円/回の使用料を設定します。

② B&G海洋センター

貸館施設の使用料見直しにおいて講じた負担の急増抑制措置の考え方や県内他市との使用料比較から、現状の 2 倍の金額を上限とした大人 200 円/回、子ども 100 円/回の使用料を設定します。

③ 体育施設のシャワー設備の使用料

シャワー設備が設置されている燕市体育センターと吉田総合体育館、分水総合体育館、スポーツランド燕、燕北多目的武道場は、現在、シャワー設備の使用料の設定がありません。

しかし、シャワー設備は、温水を利用者の判断で直接使用するものであるため、1 人 50 円/回の使用料を設定します。

(2) 個人利用の減免基準

個人利用の減免区分は、身体障がい者手帳や精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っている方とその付添い人 1 名に限定し、その減免割合は、50%減免に統一します。(上記③は除く)

【概要版】 使用料の新しい料金表 (30分当たり)

施設名		使用料		使用料以外の条例改正	
		現行	見直し後	区分	内容
中央公民館 西棟	小会議室	150円	250円		
	第1会議室	200円	500円		
	第2会議室	150円	300円		
	第3会議室	167円	300円		
	第1研修室	117円	200円		
	第2研修室	150円	300円		
	第3研修室	117円		削除	倉庫として継続使用
	小ホール	200円	600円		
	中ホール	317円	800円		
	第1和室	100円	200円		
	第2和室	100円	200円		
中央公民館 東棟	工芸室	200円	300円		
	窯室	83円	100円		
	多目的室	316円	1,050円		
	調理室 調理実習室	333円	450円	変更	【名称変更】 調理室 ⇒ 調理実習室
	講習室A	167円	400円		
	講習室B	167円	450円		
吉田公民館	第1会議室	214円		削除	図書館倉庫として継続使用
	第2会議室 会議室	214円	300円	変更	【名称変更】 第2会議室 ⇒ 会議室
	集会室	357円	400円		
	研修室	143円	150円		

(30分当たり)

施設名		使用料		使用料以外の条例改正	
		現行	見直し後	区分	内容
吉田公民館	視聴覚室	214円	300円		
	調理実習室	286円	450円		
	講堂	786円	900円		
	大会議室	429円	450円		
分水公民館	大ホール	750円	1,400円		
	美術工芸室	167円	250円		
	研修室 第1研修室	167円	250円	変更	【名称変更】 研修室⇒第1研修室
	調理室 調理実習室	500円	550円	変更	【名称変更】 調理室 ⇒ 調理実習室
	小会議室		250円	追加	
	大会議室	333円	450円		
	研修室 第2研修室	167円	250円	変更	【名称変更】 研修室⇒第2研修室
	音楽練習室	167円	250円		
	視聴覚室	333円	700円		

(30分当たり)

		使用料			使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	備考	区分	内容
市民体育館 (体育センター)	アリーナ	1,000円	1,500円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【条例備考欄一部追加】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、4分の1の額 とする。
	卓球場	300円	50円		変更	1台当たり料金に変更
	ミーティングルーム	100円	350円			
	第1控室	100円			削除	災害備蓄倉庫として使用
	第2控室	100円			削除	倉庫として使用
	第3控室	100円			削除	救護室として使用
市民武道館 (体育センター)	柔道場	200円	300円			
	剣道場	200円	300円			
	弓道場	200円	300円			
	トレーニングルーム			無料		
	打合せ室	100円	300円			
市民研修館 (体育センター)	アリーナ	700円	1,150円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【条例備考欄一部追加】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、4分の1の額 とする。
	第1研修室	100円	250円			
	第2研修室	50円	150円			
	第3研修室	100円	200円			
	第4研修室	50円	100円			
	第5研修室	100円	300円			

(30分当たり)

施設名		使用料			使用料以外の条例改正	
		現行	見直し後	備考	区分	内容
市民研修館 (体育センター)	宿泊(第1研修室・第3研修室・ 第5研修室)	2,000円に、一般1人500円、高校生1人400円及び中学生以下1人300円を加えた額	/		変更	【名称追加】 第5研修室
	宿泊(第2研修室・第4研修室)	1,000円に、一般1人500円、高校生1人400円及び中学生以下1人300円を加えた額	/			
吉田総合体育館	競技場 アリーナ	1,000円	1,500円	遊戯目的の個人利用は無料とするが、有料利用を優先とする。利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【名称変更】 競技場 ⇒ アリーナ 【条例備考欄一部変更】 遊戯目的の個人利用は無料とするが、有料利用を優先とする。利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、4分の1以内の場合には、4分の1の額とする。
	卓球場	300円	50円			【料金区分変更】 1部屋料金から1台当たり料金に変更 【条例備考欄一部変更】 遊戯利用の個人利用は無料とするが、有料利用を優先とする。利用面積が4分の1以内の場合には、4分の1の額とする。

(30分当たり)

施設名		使用料			使用料以外の条例改正	
		現行	見直し後	備考	区分	内容
吉田総合体育館	体操場	250円	350円			
	第1会議室	100円	150円			
	第2会議室	100円	150円			
	第1研修室	100円	100円		統合	【名称変更】 第1研修室・第2研修室 ⇒ 研修室
	第2研修室	100円	100円			
分水総合体育館	体育館 アリーナ	1,000円	1,500円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【名称変更】 体育館 ⇒ アリーナ 【条例備考欄一部追加】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、 4分の1の額とする。
	ミーティングルーム ミーティングルーム1 ミーティングルーム2	100円	150円			
	部室		50円		削除	倉庫として使用
	燕市分水武道館	200円	300円			
	分水総合体育館	分水地域交流センター	多目的室1	200円	200円	
多目的室2			200円	1,000円		
多目的室3			200円	900円		
会議室			100円	400円		